始まります！

市・県民税（住民税）の申告

令和５年分の収入に係る確定申告や市・県民税の申告が始まります。申告が必要な人が申告をしなかった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療・福祉などの手当や保育料の算定と判定が正確にできないことがあります。期限内に申告を済ませましょう。

【問】市民税課☎613-8497・613-8498

▶ 初めに確認しましょう

※このフローチャートは目安です。不明な点はお問い合わせください

① 給与
- 給与収入（パート・アルバイトを含む）があり、収入は給与のみの場合、社会保険料控除や医療費控除、住宅ローン控除などで、**所得税の還付申告をする人**
- 年末調整をした給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
- ２カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人

② 年金
- 公的年金のみ収入があり、**所得税の還付や納付の申告をする人**
- 公的年金収入が400万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

③ その他
- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡など所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人

①～③のすべてに該当しない ↓

①～③のいずれかに該当する → **確定申告が必要です** → A へ

※確定申告をする場合、市・県民税の申告は不要

▶ 市・県民税の申告が必要か確認してみましょう

令和６年１月１日現在、盛岡市に住民登録がある
- いいえ → 令和６年１月１日現在に住民登録がある市町村へ申告してください
- はい ↓

▶ 令和５年１月１日から12月31日までの収入状況を確認します

①収入がなかった、または非課税収入（遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当など）のみ
- はい → 令和６年１月１日現在、盛岡市に住民登録がある親族が、あなたを扶養親族または同一生計配偶者として申告している
  - はい → 申告は不要です
  - いいえ → 市・県民税の申告が必要です
- いいえ → 市・県民税の申告が必要です

②収入が給与のみ、または給与と公的年金のみ
※「給与と非課税収入」の人も含む
- はい → 会社で給与収入の年末調整を受けた
  - はい → 年末調整を受けた会社以外から給与収入があった
    - はい → 源泉徴収票に記載されている控除のほかに、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
      - ・扶養控除やひとり親・寡婦控除、障害者控除などの追加や修正がある
      - ・社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などの追加がある
      - はい → 市・県民税の申告が必要です
      - いいえ → 申告は不要です
    - いいえ → 市・県民税の申告が必要です
  - いいえ → 市・県民税の申告が必要です
- いいえ → 市・県民税の申告が必要です

③収入が公的年金のみ
※「公的年金と非課税収入」の人も含む
- はい → 年金収入（年額）が次に該当する。
  昭和34年1月2日以降生まれ→101万5000円以下
  昭和34年1月1日以前生まれ→151万5000円以下
  ※扶養・控除の追加や修正をしたい場合は「いいえ」へ
  - はい → 市・県民税の申告が必要です
  - いいえ → 源泉徴収票に記載されている控除のほかに、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
    - ・扶養控除やひとり親・寡婦控除、障害者控除などの追加や修正がある
    - ・社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などの追加がある
    - はい → 市・県民税の申告が必要です
    - いいえ → 申告は不要です

④営業や農業、不動産、公的年金以外の雑、一時、譲渡所得などの収入がある
※「上記の収入と給与や公的年金」の人も含む
- はい → 市・県民税の申告が必要です

市・県民税の申告が必要です → B へ　※確定申告をする場合は不要

◆市・県民税の申告に必要なもの

□**市・県民税申告書**
□**マイナンバーと身元が確認できる書類**
□**前年中の収入が分かる書類**
- 給与や公的年金の源泉徴収票や報酬の支払調書など
- 収支内訳書（営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などをあらかじめ記入してご持参ください）

□**所得控除の内容を証明する書類**
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの領収書や証明書
- 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の支払・控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書（申告者が作成してご持参ください）

A. 確定申告が必要な人

※感染症の拡大防止のため、スマホ（電子）申告や郵送申告にご協力ください

1　国税庁ホームページで申告書を作成し、提出

「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成して提出できます

ホームページはこちら☞

所得税の確定申告（ A ）をした人は、市・県民税の申告（ B ）をする必要はありません

2　申告書作成会場で、パソコン・スマホなどで申告

【日時】 ２月16日㈮～３月15㈮、９時～16時
※土・日曜、祝日を除く。ただし２月25日㈰は開設

【会場】 アイーナ７階（盛岡駅西通一）
※無料駐車場はありません
※**入場には入場整理券が必要です。** LINE（ライン）で事前発行ができます

国税庁LINE公式アカウント☞

※期間中、盛岡税務署（本町通三）には申告書作成会場を設けていません
※お持ちの人はマイナンバーカードをご持参ください

【問】確定申告について
税務署電話相談センター ☎622-6141（音声案内）

B. 市・県民税の申告が必要な人

※感染症の拡大防止のため、郵送申告にご協力ください

1　郵送で申告

申告書は①・②の方法で入手できます

①市ホームページからダウンロード

ホームページはこちら☞

②次の配布場所で入手　※配布・発送は１月24日㈬から

本庁舎（本館２階エレベーターホール）／都南総合支所／玉山総合事務所／青山支所／太田支所／松園連絡所／繋支所／簗川支所／飯岡出張所／乙部出張所／玉山出張所／巻堀出張所／薮川出張所

2　相談会場で申告

※受け付けは、12時～13時の時間帯と土・日曜、祝日を除きます。飯岡農業構造改善センターは、現在改修工事中のため、本年度は開設しません

	受付日	受付時間	会場（所在地）
盛岡地域	2/1㈭	９時半～15時	松園地区公民館（東松園二）
	2/2㈮	９時半～12時	松園地区公民館（東松園二）
		９時半～15時	上米内地区振興センター（上米内字中居）
	2/5㈪	９時半～15時	中野地区活動センター（東安庭字小森）
		10時～15時	つなぎ地区活動センター（繋字堂ケ沢）
	2/6㈫	９時半～15時	太田地区活動センター（中太田深持）
	2/7㈬	９時半～12時	
	2/8㈭	９時半～15時	本宮老人福祉センター（本宮四）
	2/9㈮	９時半～15時	西部公民館（南青山町）
	2/13㈫	９時半～15時	簗川老人福祉センター（川目10）
			北厨川老人福祉センター（厨川一）
	2/14㈬	９時半～15時	みたけ老人福祉センター（みたけ三）
		10時～12時	銭掛地区振興センター（新庄字銭掛）
	2/15㈭	９時半～15時	青山地区活動センター（青山三）
	2/16㈮	９時半～12時	
	2/19㈪	９時半～15時	土淵地区活動センター（前潟四）
	2/20㈫	９時半～15時	仙北地区活動センター（仙北二）
	2/21㈬	10時～11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター（根田茂５）
		13時半～15時	砂子沢生活改善センター（砂子沢10）
	2/26㈪～3/15㈮	９時～15時	市役所本庁舎８階大ホール

	受付日	受付時間	会場（所在地）
都南地域	2/21㈬	９時半～15時	乙部農業構造改善センター（乙部６）
	2/28㈬～3/15㈮	９時～15時	市役所都南分庁舎４階会議室

	受付日	受付時間	会場（所在地）
玉山地域	2/7㈬	９時半～15時	玉山地区公民館（日戸字鷹高）
	2/8㈭	９時半～12時	
	2/9㈮	10時～15時	薮川地区公民館（薮川字外山）
	2/15㈭～2/20㈫	９時半～15時	好摩地区公民館（好摩字野中）
	3/4㈪～3/15㈮	９時半～15時	市役所玉山総合事務所３階大会議室

所得税の還付申告も含め、確定申告はアイーナが申告会場となります。
記載している申告会場は市民税・県民税の申告会場です。**市民税・県民税申告の受付が優先**となりますので、申告内容が確定申告だった場合は長時間お待ちいただく場合があります。また、確定申告の内容によっては受付ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

◆会場にお越しになる皆さんへ

※会場へは公共交通機関をご利用ください

○感染症対策のため、体調のすぐれない人の入場をお断りする場合があります。
○会場の混雑状況により、入場を制限する場合があります。
○密集を避けるため、特に込み合う朝一番は避ける、近隣以外の会場を利用するなどのご協力をお願いします。
○申告書の作成には、１時間以上かかる場合があります。必要書類を準備し、時間に余裕を持ってお越しください。
●営業や農業、不動産所得のある人は、資料不足や未計算などの理由により、申告が長時間にわたる場合があります。**「収支内訳書の書き方」や前年の控えを参考に、事前に収入や経費を整理・計算してからお越しください。また、確定申告の該当者ではないことを再度確認してからお越しください。**

無料で相談を受け付けます

東北税理士会盛岡支部主催の、税理士による税務相談会もご利用ください。**（要事前予約）**
※申告書の作成は行いません
【日時】 ２月３日㈯10時～15時40分
【申し込み】 電話：専用☎050-2018-1150
１月９日㈫～31日㈬、９時半～16時半※土・日曜、祝日を除く
【場所】 エスポワールいわて（中央通一）
【問】 県税理士会館☎622-5160

東北税理士会盛岡支部のホームページはこちら☞

【問】市・県民税の申告について：市民税課（市役所本庁舎2階）☎613-8497・613-8498